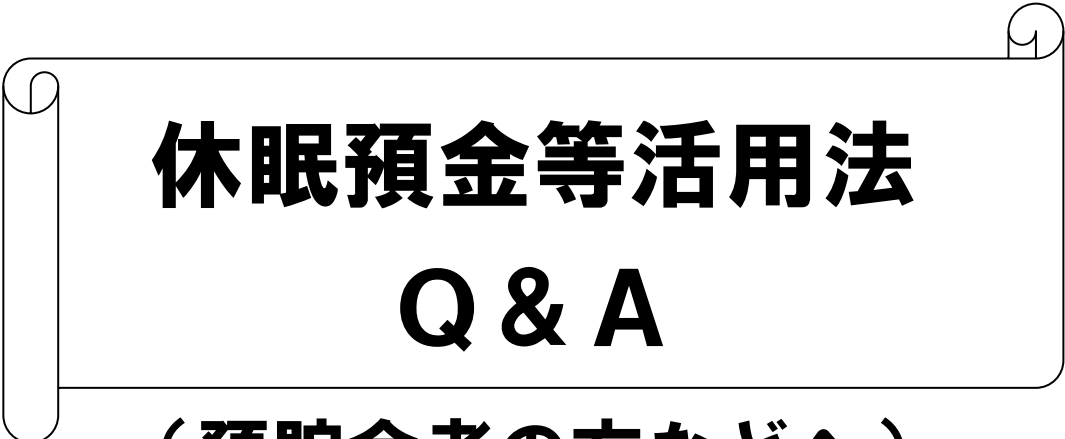




休眠預金等活用法 Q & A

（預貯金者の方などへ）

2017年12月

（2019年2月更新）

本 Q&A は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（本 Q&A では「休眠預金等活用法」といいます。）における休眠預金等の取扱いの原則について、預貯金者の方などに向けてわかりやすくまとめたものです。

目 次

1. 休眠預金等について . . . P. 1
 - Q1 休眠預金等活用法の「休眠預金等」とは、どのような預金ですか。
 - Q2 2019年1月時点で既に10年以上(例えば15年や20年)取引のない預金等も、本制度の「休眠預金等」になりますか。
 - Q3 「休眠預金等」になると、どうなるのですか。
 - Q4 休眠預金等にならない「預金等」の種類を教えてください。
 - Q5 休眠預金等になる預貯金などの額に基準はありますか。
 - Q6 「異動」とは何ですか。例えば、通帳の記帳は異動に該当しますか。
 - Q7 定期的に利子が付いていますが、これは異動になりますか。
 - Q8 預けてから長期間そのままの定期預金や金銭信託も、10年経てば休眠預金等になるのですか。
 - Q9 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか。
2. 休眠預金等になって移管される際のご連絡などについて . . . P. 5
 - Q10 休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか。
 - Q11 金融機関が公告をするそうですが、何を見ればよいですか。
 - Q12 金融機関の公告には、自分の預金等の情報(口座番号や名義人の名前等)が掲載されるのですか。
 - Q13 通知や公告は、いつごろ行われますか。
 - Q14 休眠預金等にならないためには、どうしたらよいですか。
3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて . . . P. 7
 - Q15 休眠預金等として移管されたら、引き出せなくなるのですか。
 - Q16 自分の休眠預金等が民間公益活動に活用されてしまうと、もう引き出せないように思うのですが、引き続き引き出せるのはなぜですか。
 - Q17 取引のあった金融機関が、合併などにより他の金融機関になっている場合は、どうすればよいですか。
 - Q18 休眠預金等は、相続人も引き出すことができますか。
 - Q19 通帳やキャッシュカードを紛失してしまったのですが、その場合、何を持っていけばよいですか。
 - Q20 移管された休眠預金等を引き出す期限はありますか。
 - Q21 休眠預金等となっている期間中の利子はどうなりますか。
 - Q22 休眠預金等になると、引き出し手続きには時間がかかるのですか。

4. その他

・・・P. 9

Q23 他人が自分になりすまして休眠預金等を引き出したりしないでしょうか。

Q24 法律について詳しく知りたい場合や、休眠預金等の活用について詳しく知りたい場合、何を見ればよいでしょうか。

(2019年2月更新)

Q2、7、12、16、17、18、22を追加しました。

その他、軽微な文言修正等を行いました。

1. 休眠預金等について

Q1 休眠預金等活用法の「休眠預金等」とは、どのような預金ですか。

A 休眠預金等活用法(以下「本制度」と呼びます。)における「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等のお取引(「異動」と呼びます。Q6をご覧ください。)がない預金等をいいます。

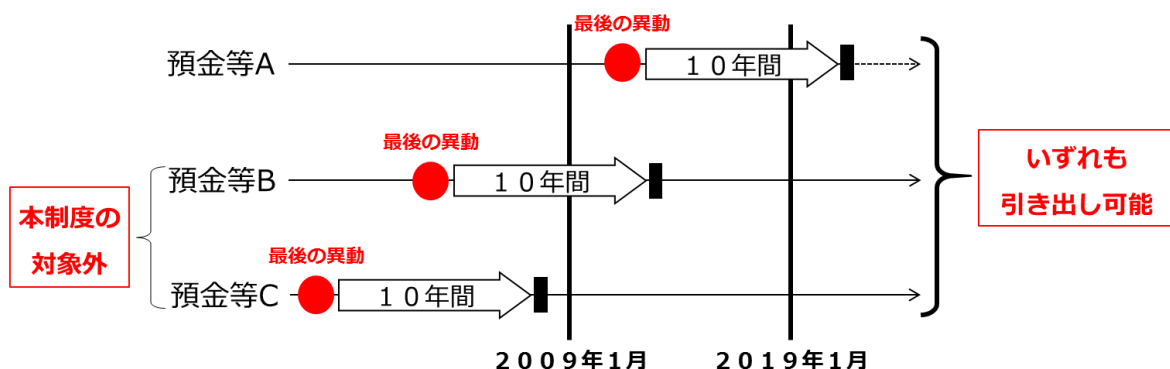
2009年1月以降に最後の異動があった預金等が原則として対象になります。

Q2 2019年1月時点で既に10年以上(例えば15年や20年)取引のない預金等も、本制度の「休眠預金等」になりますか。

A 2009年1月以降に最後のお取引などの異動があった預金等が原則として本制度の対象になりますので、それ以前に最後の異動があった預金等は、本制度の対象外です(下の図をご覧ください。)

例えば、ご質問のように、2019年1月時点で既に10年より長い間(例えば15年や20年)、お取引などの異動がない預金等は、最後の異動が2009年1月より前になりますので、休眠預金等にはならず、本制度の対象外です。

なお、こうした預金等についても、通常、金融機関は、引き出しに応じております。具体的なお取り扱いについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。



Q3 「休眠預金等」になると、どうなるのですか。

A 預金保険機構に移管された後、民間公益活動に活用されます。なお、休眠預金等となった後も、引き続きお取引のあった金融機関(※)で引き出すことが可能です(「3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて」をご覧ください。)。

(※)金融機関とは、銀行(外国銀行は除きます。)、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫をいいます。

Q4 休眠預金等になりうる「預金等」の種類を教えてください。

A 休眠預金等になりうる「預金等」とは、預金保険法、貯金保険法の規定により、預金保険、貯金保険の対象となる預貯金などです。具体的には、普通預金だけではなく、定期預金、貯金、定期積金などが対象となります。

一方で、財形住宅や財形年金など、特定の目的のための預貯金や、障がい者のためのマル優の適用となっている預貯金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金などは対象外です。

詳しくは、以下の表をご覧ください。

「預金等」に当たるもの		「預金等」に当たらないもの	
普通・通常預貯金	定期預貯金	外貨預貯金	譲渡性預貯金
当座預貯金	別段預貯金	金融債(保護預りなし)	
貯蓄預貯金	定期積金	2007年10月1日(郵政民営化)より前に郵便局に預けられた定額郵便貯金等	
相互掛金		財形貯蓄	
金銭信託(元本補填のもの)		仕組預貯金	
金融債(保護預りのもの)		マル優口座	

(※)金融機関により商品名・呼称が異なります。

(※)2007年10月1日(郵政民営化)より前に郵便局に預けられた定期性の郵便貯金(定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金(住宅積立・教育積立を含む))は、休眠預金等になりうる「預金等」には該当しません。

当該貯金の取扱いについては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のウェブサイト(<http://www.yuchokampo.go.jp/>)をご覧ください。

Q5 休眠預金等になる預貯金などの額に基準はありますか。

A ありません。

Q6 「異動」とは何ですか。例えば、通帳の記帳は異動に該当しますか。

A 「異動」とは、預貯金者などの方が今後も預貯金などを利用する意思を表示したものと認められるようなお取引などを指します。全金融機関共通の異動事由と、各金融機関が行政庁から認可を受けて異動事由となるものがあります。

詳しくは、以下の表をご覧ください。

全金融機関共通の異動事由	金融機関が行政庁の認可を受けて異動事由となるもの
・入出金(金融機関による利子の支払を除く) ・手形又は小切手の提示等による第三者からの支払請求(金融機関が把握できる場合に限る) ・公告された預金等に対する情報提供の求め	・預金者等による通帳や証書の発行、記帳、繰越 ・預金者等による残高照会 ・預金者等の申出による契約内容・顧客情報の変更 ・預金者等による口座を借入金返済に利用する旨の申出 ・預金者等による預金等に係る情報の受領 ・総合口座等に含まれる他の預金等の異動

したがって、通帳の記帳については、お預けの金融機関が異動事由として認可を受けている場合は、異動に該当することとなります。

なお、各金融機関が行政庁から認可を受けて異動事由となるものについては、各金融機関にて公表されますので、ご自分の預金等に係る異動事由の詳細は、お取引のある金融機関にお問い合わせ下さい。

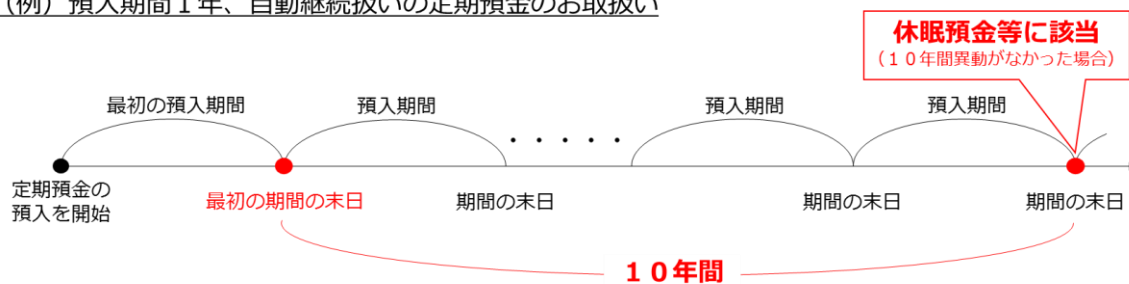
Q7 定期的に利子が付いていますが、これは異動になりますか。

A 金融機関による利子の支払は、原則として異動に該当しません。

Q8 預けてから長期間そのままの定期預金や金銭信託も、10年経てば休眠預金等になるのですか。

A 定期預金や金銭信託など、一定の預入期間や計算期間がある場合には、その期間の末日(自動継続扱いのものは最初の期間の末日)から10年の間、お取引などの異動がない場合、休眠預金等となります。

(例) 預入期間1年、自動継続扱いの定期預金のお取扱い



Q9 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか。

A お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

2. 休眠預金等になって移管される際のご連絡などについて

Q10 休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか。

A お取引などの異動が最後にあってから9年以上が経ち、移管の対象となりうる預金等がある場合には、お預けの金融機関により「公告」が行われます(Q11をご覧ください。)。

また、1万円以上の残高がある預金等については、お預けの金融機関から、現在登録されているご住所へ「通知」が郵送されます。金融機関によっては、郵送に代わり、電子メールで通知がなされることもあります。この通知を受け取ることで、その後の10年間は休眠預金等になりません。

なお、1万円に満たない預金等については、通知はありません。

Q11 金融機関が公告をするそうですが、何を見ればよいですか。

A 金融機関は、近く移管の対象となりうる預金等について、移管の前に電子公告を行うこととされていますので、各金融機関のウェブサイトをご覧ください。

Q12 金融機関の公告には、自分の預金等の情報(口座番号や名義人の名前等)が掲載されるのですか。

A 金融機関による電子公告には、金融機関は、近く移管の対象となりうる預金等の最後の異動の日や預金保険機構への移管の期限などが掲載されますが、個別の預金者などが特定される情報(含む口座番号)は掲載されません。

Q13 通知や公告は、いつごろ行われますか。

A お取引などの異動が最後にあってから9年が経過し、10年6ヵ月を経過するまでの間に行うこととされています。この間のうちいつ行われるかは、金融機関ごとに異なります。

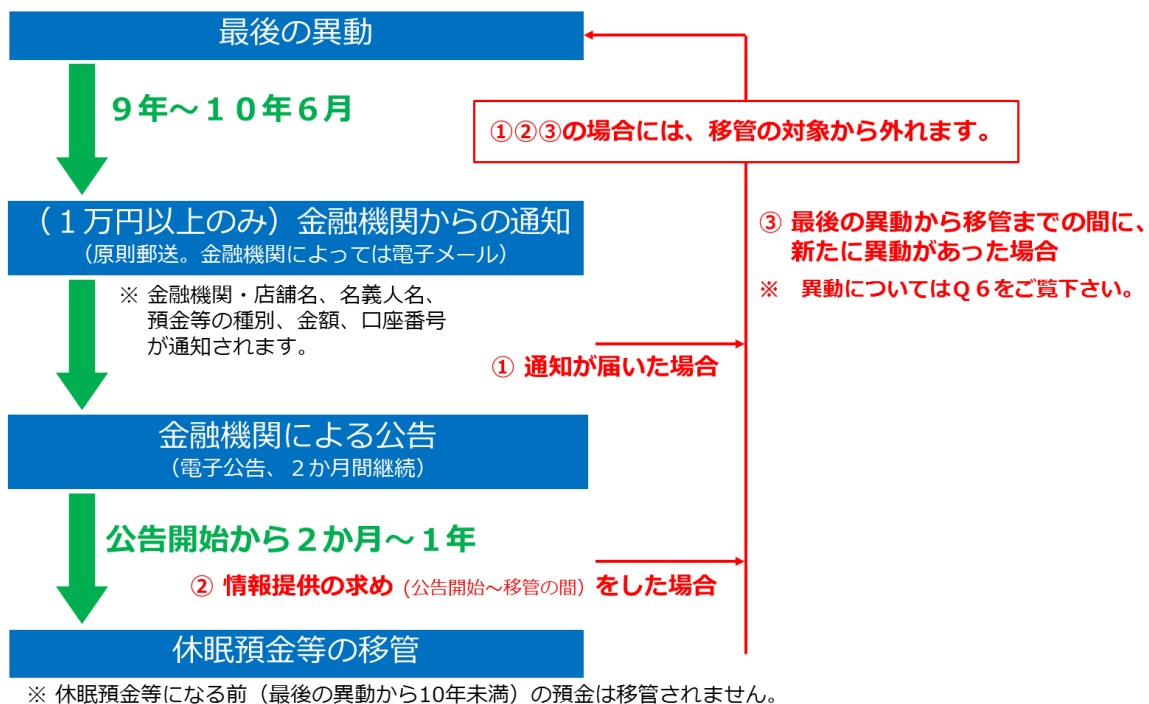
Q14 休眠預金等にならないためには、どうしたらよいですか。

A 「異動」(Q6をご覧ください。)があれば休眠預金等にはなりませんので、ご自分の預金等につき、異動を行うことが挙げられます。

また、休眠預金等に係る「通知」(Q10をご覧ください。)が届いた場合にも、休眠預金等として移管されません。

一方、長期にわたり異動がないに関わらず、残高が1万円未満のときや住所変更を届けていないことなどにより通知が届かない場合には、金融機関が公告を開始した日から2ヶ月～1年の間に移管が行われます(もともと、移管後も引き続き引き出しをすることが可能です。)

以上の流れを整理すると、下の図のとおりです。



3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて

Q15 休眠預金等として移管されたら、引き出せなくなるのですか。

A 休眠預金等として移管された後も、引き続きお取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

お取引のあった金融機関に、通帳やキャッシュカード、本人確認書類などをお持ち頂ければ、引き出すことができます。必要となるお手続きについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

なお、休眠預金等を引き出す際、現金での受け取りになるのか、元の口座を引き続き使えるのか、については、金融機関毎に異なりますので、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

Q16 自分の休眠預金等が民間公益活動に活用されてしまうと、もう引き出せないように思うのですが、引き続き引き出せるのはなぜですか。

A 各金融機関から移管された休眠預金等は民間公益活動に活用されることとなりますが、移管された休眠預金等の全てが活用されるわけではなく、預金保険機構において、将来の引き出しに備えた準備金が積み立てられることとなっています。

預金保険機構は、当面の間、各金融機関から移管された休眠預金等の5割を準備金として積み立てることとしておりますので、これまでの、長い間お取引のない預金等の引き出し実績からみても、十分な水準であるといえます。

Q17 取引のあった金融機関が、合併などにより他の金融機関になっている場合は、どうすればよいですか。

A 合併などで、お取引のあった金融機関が他の金融機関になっている場合には、お取引のあった金融機関を引き継いだ現在の金融機関で、お引き出しのお手続きを行って頂くことになります。

Q18 休眠預金等は、相続人も引き出すことができますか。

A 預金者等であった方がお亡くなりになった場合には、金融機関所定のお手続きを経て、その相続人が引き出すことができます。必要となるお手続きについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

Q19 通帳やキャッシュカードを紛失してしまったのですが、その場合、何を持っていけばよいですか。

A 通帳などを紛失している場合であっても、本人確認書類(身分証明書)などをお持ち頂ければ、引き出すことができます。具体的に必要となる書類などについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

Q20 移管された休眠預金等を引き出す期限はありますか。

A 期限はありません。いつでも引き出すことができます。

Q21 休眠預金等となっている期間中の利子はどうなりますか。

A 旧預貯金などの元本に、元の預貯金契約などに基づく利子相当額を加えた額になります(元の預貯金契約どおりの額が支払われます。)

Q22 休眠預金等になると、引き出し手続きには時間がかかるのですか。

A 金融機関によって異なりますが、一般的には、長い間お取引がない預金等のお引き出しには、そうでないものと比べて時間がかかること、またATMなどではなく金融機関の窓口などでお手続きを行って頂く必要があることが想定されます。

4. その他

Q23 他人が自分になりすまして休眠預金等を引き出したいしないでしょうか。

A 他人になりすまして支払いを受けることや第三者に支払いを受けさせることを目的として、支払いに必要な必要書類(通帳など)を譲り受けたなどの場合や、そうした目的を知って譲り渡したなどの場合には、休眠預金等活用法上の罰則(1年以下の懲役、100万円以下の罰金など)が適用されます。このほか、刑法上の詐欺罪が成立する場合があります。

Q24 法律について詳しく知りたい場合や、休眠預金等の活用について詳しく知りたい場合、何を見ればよいでしょうか。

A 休眠預金等活用法の関連法令については、下記のウェブサイトをご覧ください。

(※)金融庁ウェブサイト「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>

また、休眠預金等の活用について詳しくお知りになりたい場合は、内閣府のウェブサイトをご覧ください。

(※)内閣府(休眠預金等活用担当室)ウェブサイト

http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html